

競 技 会 規 則 書

第 1 章 総則

本競技会のすべての参加者は本規則を理解し、これに同意したものとする。

第 1 条 競技会の名称

2019 NATS EV 競技会

第 2 条 主 催

2019 NATS EV 競技会実行委員会

第 3 条 後 援

学校法人 日栄学園

第 4 条 協 賛

古河電池株式会社

第 5 条 競技会運営組織

別に定める。

第 6 条 開催場所

千葉県成田市桜田 296-38

日本自動車大学校 Automotive Park NATS サーキット

第 7 条 開催日

令和 1 年 11 月 2 日（土）

第 8 条 競技会事務局

〒287-0217

千葉県成田市桜田 296-38

日本自動車大学校

滑川 正己

TEL:0476-73-5507 , FAX:0476-73-5508

Email: wem_chiba@nats.ac.jp

第 9 条 参加費

詳細は参加要項に定める。

第 10 条 参加資格

競技会当日に満 15 歳以上の者であること。ただし、チームの代表者は満 20 歳以上であること。

第 11 条 参加募集台数

原則として 39 台までとする。それを超えた参加申し込みに対しては、参加受理できない場合がある。

第 12 条 規則の改定

本規則は競技会実行委員会により、改訂することができる。

第 13 条 規則の解釈

本規則に規定されていない事項については、本競技会の実行委員会が判断を下すものとする。

第 14 条 異議の申し立て

競技結果に対し異議を申し立てる場合は、暫定結果発表後 30 分以内に、書面により競技会本部に提出すること。

第 15 条 ブリーフィング

各チームの代表者とドライバーはブリーフィングに参加しなければならない。

第 16 条 事故などの責任

すべての参加者、参加車両は事故・損失により損害が生じた場合、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。

第 17 条 公式通知

本規則に規定されていない事項については、公式通知、ブリーフィング、場内アナウンスにより通知される。

第 2 章 競技規則

この競技は創意工夫により、与えられたエネルギーをより高い効率で使うことを競うものである。

第 18 条 コース

高低差 4m、最大勾配 4%、1 周 1110m のコースを時計回りで周回する。

第19条 競技方法

- ① 主催者が支給する鉛バッテリー（第29条に定める物）2個を用いて、1周1110mのコースを2時間の制限時間内に何周できるかを競う。
- ② スターティンググリッド上からの一斉スタートとする。
- ③ スタート後、競技中の注意は別に定める。
- ④ スタートから2時間経過した時点で競技の終了とする。

第20条 成績

- ① 順位は競技時間内により多く周回した車両を上位とする。
- ② 競技時間終了時点で同一周回数の場合は、最終周回のコントロールライン通過時間の早い車両を上位とする。

第21条 スターティンググリッド

- ① スターティンググリッドは受付時の抽選にて決定する。
- ② 制限時間内にスターティンググリッドに並べなかった車両は、オフィシャルの指示によりピットエリアからのスタートとする。

第22条 競技中の注意

- ① 黄旗：危険予告・走行注意
- ② 赤旗：速やかに全車両停止
- ③ ドライバーを除くすべての参加者は、競技中にコース内に入ることも、車両に触れることもできない。ただし、安全確保のための緊急時を除く。
- ④ 競技中にコース内で車両が停止した場合は、オフィシャルの指示により、ドライバーは速やかに車両から降車し、安全確保のため車両と共に進行方向左側のコース外へ移動する。
- ⑤ ④において停車中の車両は、ドライバーが自力で修理等を行って走行可能となった場合、オフィシャルの確認を得て再スタートできる。その際の再スタート位置は車両が停止した位置の左右に関わらず、進行方向左側のコース端とする。
- ⑥ ピットエリア内においては、オフィシャルの監視の下、ドライバー以外のチーム員も車両の修理が行える。
- ⑦ コース上においては、ドライバーのみが修理を行えるが、チーム員がアドバイスをすること、部品や工具をドライバーに提供することは認める。
- ⑧ スタート時、明らかなフライングが確認された場合は、ピットインのペナルティが科される。

第23条 競技の中止

荒天等により、参加者の安全が確保できないと競技会本部が判断した場合、競技を中止することがある。

第24条 失 格

- ① 競技中にオフィシャル以外の人的な補助による走行が確認された場合。
- ② 競技中に支給されたエネルギー源以外による走行が確認された場合。

第25条 競技クラス

- ① 高校生および教員を主たるチーム員として構成され、高校生がドライバーを務めるチームをジュニアクラスとする。
- ② ①以外のチームをオープンクラスとする。
- ③ ①に該当するチームが、オープンクラスとしてエントリーすることは可能である。

第26条 賞 典

オープンクラス、ジュニアクラスに対し、それぞれ第1位～第3位までを表彰する。

自作・改造のモーター及びモーターコントローラーにおいては、審査により表彰する。

第3章 車両規定

第27条 車 両

- ① 車両構造
ドライバーの安全を確保できる十分な強度・剛性を有すること。
- ② 車両サイズ
全長 3.0m以内、全幅 0.9m以内、全高 0.9m以内とする。
- ③ トレッド及びホイールベース
特に規定は設けないが、停止時に人的な補助なしに車両が自立できること。
- ④ 走行装置
人力等を含め、バッテリー以外のエネルギーにより、走行補助が可能な機構の装備は一切認められない。（回生エネルギーを除く）
- ⑤ ブレーキ
ドライバーが搭乗した状態で、8%勾配のパネル上に停止、あるいは車両総重量の8%の力で引いても停止可能なブレーキを装備すること（系統数・形式などは問わない）。
制動時（回生制動を含む）には、後方の車両へ制動を知らせる制動灯を備えることを推奨する。
- ⑥ 主催者が支給する A5 サイズのゼッケンを、側方から確認できる場所で左右2カ所に貼れる構造であること。

第28条 モーター

特に制限はしない。

第29条 バッテリー

- ① 古河電池：FTX4L-B Sを2個、大会当日の受付時に支給する。なお、支給されたバッテリーを破損させた場合は失格とする。
- ② 会場内においては、原則として発動機発電機の使用を禁止する。
支給されたバッテリーの充電を行う場合は、太陽電池、燃料電池、大容量電池等、使用時にCO₂を発生しない電源を用いること。
電動工具等の使用に際し、発動機発電機を使用したい場合は、その旨を競技会本部に連絡し許可を得ること。
- ③ 会場内設備のコンセントは、支給されたバッテリーの充電に使用することを禁止する。
- ④ 第29条における会場内とは、日本自動車大学校の敷地内を指す。
- ⑤ 支給されたバッテリーの搭載確認は、競技終了後に行う。

第30条 安全性

- ① ドライバーはJIS規格またはSNELL規格の2輪または4輪車用ヘルメットを着用すること。
- ② ドライバーは長袖のスーツ、グローブ、靴を着用すること、素材は難燃性を推奨する。
- ③ 左右後方を確認できるバックミラーを装着すること。
- ④ 警笛として使用することを目的とした装置を装備すること。
- ⑤ 駆動チェーン及びスプロケットを使用している場合は、チェーンカバーを付けるか、ドライバーとチェーン部が車体内部の壁などにより仕切られていないなければならない。
- ⑥ 車両からドライバーが自力で脱出できる構造であること。
- ⑦ 車両の内外に危険な突起がないこと。
- ⑧ 30V以上の電圧を使用する場合は、高圧警告表示しなければならない。
- ⑨ 車検委員が安全上、改善が必要であると指摘した場合は直ちに改善しなくてはならない。
- ⑩ ドライバーの前方視界は、モニター等を用いない直接視界であること。

第31条 ドライバー

- ① ドライバーの体重は搭乗状態で55kg以上とし、不足分はバランスウェイト（以下バラスト）で補う事とする。なお、ドライバーの服装は車検時と走行時で同じであること。
- ② バラストの材質などは問わないが、あくまでも規定体重を補う目的の物とし、車両の機能に影響を与える物や車載工具、データ収集装置類は含まれない。
- ③ バラスト及びドライバーの体重は、車検時及び競技前のスターティンググリッドで確認する。
- ④ バラストを複数に分割することを認める。

第32条 車両検査（車検）

- ① 競技に参加するすべての車両は、車両検査により車両規則に適合することの確認を受けなければ、練習走行、競技においてコース内を走行することはできない。
- ② 競技終了後に再車検を行う場合がある。

第33条 補 足

- ① 無線機、携帯電話などの通信機器の搭載を認める。ただし、走行中はハンズフリー装置を使用すること。
- ② 競技には支給されたバッテリーを使用するが、練習走行時は他のバッテリーの使用を認める。
- ③ スタートグリッド上での充電は禁止とする。
- ④ 競技中は走行用電池以外、直接走行に寄与する電池の搭載は認めない（⑤に示す物を除く）。
- ⑤ メーター類、データー収集装置などの別電源を乾電池やボタン電池に限り認めるが、直接走行に寄与しないことを車検時に容易に確認できること。
- ⑥ モーターの駆動エネルギーとなる大容量コンデンサーの使用を認めるが、スタート前（スタートグリッド上）に放電（残電圧は総耐圧の1/10以下とする）されていることを証明をしなければならない。

第4章 その他

第34条 参加者の義務

すべての参加者は競技の趣旨を理解し、この大会が円滑に運営できるよう協力する義務を負う。

第35条 肖像権

この競技会の広報活動における、参加者および参加車両の肖像権はNATS EV競技会実行委員会に提供するものとする。